

新	旧	修正理由・備考																				
<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="192 457 1285 831"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	天気 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 457 2472 831"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		<p style="text-align: center;">修正理由・備考</p> <p style="text-align: center;">文言の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(中略)																						
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(7) 長野県情報ネットワーク協会	天気 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(以下略)																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(中略)																						
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(以下略)																						

第2章 第2節 情報の収集・連絡体制計画	第2章 第2節 情報の収集・連絡体制計画	
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課）</p> <p>(エ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(オ) 国際関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるように努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(カ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画（総務課）</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>(イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。</p> <p>(ウ) 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場面を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、MCA 移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等の習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課）</p> <p>(エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画（総務課）</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>(イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 衛星携帯電話、MCA 移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(エ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(オ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p>	<p>文言の追記</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から市民に対して、これらの使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p><u>(エ) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 消防及び医療機関の耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備を行い耐震化に努めるものとする。</p> <p>厚生労働省や国土交通省の補助制度を活用しながら県内の病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から市民に対して、これらの使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 消防及び医療機関の耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備を行い耐震化に努めるものとする。</p> <p>厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正 (災害拠点病院に特化していたものを病院に拡大)</p> <p>(災害拠点病院の耐震化は終了していることから、災害拠点病院以外の病院も耐震化を図るよう修正)</p>
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」とい</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」とい</p>	

<p>う。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特徴や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>う。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特徴や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や、車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</p> <p>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>5 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み 老朽施設の更新、耐震化及び改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 そのため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築、耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。 また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づく施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 下水道施設の中には、老朽化が進んでいるものがある。 このため、既存施設の耐震化を計画的に進める。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> ア 市の実施計画（上下水道課） <ol style="list-style-type: none"> (ア) 重要な管渠及び処理場施設のうち、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進める。 	<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 そのため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。 また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づく施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 下水道施設の中には、老朽化が進んでいるものがある。 このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設・改築にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> ア 市の実施計画（上下水道課） <ol style="list-style-type: none"> (ア) 重要な管渠及び処理場施設のうち、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。 (イ) 新設・改築する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。 	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	--	---

<p>(略)</p> <p>4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。</p> <p>下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（上下水道課）</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管する。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができる体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）</p> <p>有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備耐震化を図る。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。</p> <p>イ また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。</p> <p>下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（上下水道課）</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管する。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができる体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）</p> <p>有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。</p> <p>(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路ネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と統一的な調整を行うものとする。</p> <p>(エ) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して道路啓開等の計画を作成する。</p> <p>(オ) 市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。</p> <p>(カ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。</p> <p>(キ) 地震災害等に備え防災訓練等を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。</p> <p>(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路ネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と統一的な調整を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(エ) 市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。</p> <p>(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。</p> <p>(カ) 地震災害等に備え防災訓練等を実施する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等について明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。</p>	

<p>第3章 第3節 広域相互応援活動</p>	<p>第3章 第3節 広域相互応援活動</p>	
<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>a 市、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>b 市は、市外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。</p> <p>イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策</p> <p>(ア) 県及び市は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。</p> <p>(イ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <p>a 被災県等への職員派遣及び物資の提供</p> <p>b 被災者の受入及び施設の提供</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策</p> <p>(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となつて的確な支援を行う。</p> <p>(イ) 県及び市は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書に基づき支援を行う。</p> <p>(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

<p>(a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援</p> <p>3 受援体制の整備 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（総務課） ア 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 イ 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。〈資料 34 参照〉 ウ 県及び市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を宿泊できる空き地などの確保に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 4 避難所等の開設・運営 (コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。 a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況 (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (d) 洗濯等の頻度</p>	<p>a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援</p> <p>3 受援体制の整備 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（総務課） 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。〈資料 34 参照〉 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 4 避難所の開設・運営 (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正及び記載方法の整理</p>
--	--	---------------------------------

<p>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(f) 暑さ、寒さ対策の必要性</p> <p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) し尿及びごみの処理状況</p> <p>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置する。</p> <p>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</p> <p>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うため</p>	<p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
---	---	--

<p>のスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(ヌ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。</p> <p>(ネ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">第29節 建築物等災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者又は管理者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">第29節 建築物等災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者又は管理者が実施する対策</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつ一つ体となって最善の対策をとる。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために、必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつ一つ体となって最善の対策をとる。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために、必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

<p style="text-align: center;">第2章 第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保する。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討する。</p> <p>なお、浸水想定区域(洪水・雨水出水)に所在する場合は、風水害が生じた際の被害を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保する。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検討する。</p> <p>なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(カ) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(キ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画(総務課)</p> <p>(ウ) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害を想定した非常通信訓練を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(カ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画(総務課)</p> <p>(ウ) 風水害を想定した非常通信訓練を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

<p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(オ) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p>(カ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>(キ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）</p> <p>(ウ) 県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材及び物資等の確保及び活動方法等の応援</p>	<p>(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等から応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(新設)</p> <p>(オ) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>(カ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）</p> <p>(ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよ</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p>体制をあらかじめ定めるよう努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (2) 実施計画 ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署） (ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。 a 消防団員等の人員の確保 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実行し人員の確保を図る。 (a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。 (b) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努める。 (c) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。 b 広域消防体制の推進 消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</p> <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 2 在宅者対策 (2) 実施計画</p>	<p>う努める。 また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (2) 実施計画 ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署） (ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。 また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</p> <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 2 在宅者対策 (2) 実施計画</p>	<p>県の地域防災計画に合わせた修正及び項目の整理</p>
--	--	-------------------------------

<p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。</p> <p>(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。</p> <p>なお、当該名簿は、閲覧できるものを限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</p>	<p>ア 市の実施計画（総務課・福祉課）</p> <p>(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。</p>	<p>重複する文言の削除</p> <p>プライバシーの保護に注意する旨を追記</p> <p>重複する文言の削除</p> <p>プライバシーの保護に注意する旨を追記</p>
<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・税務課）</p> <p>(ア) 市は、災害対策用ヘリポートを最低1か所以上指定する。</p> <p>このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p> <p>(イ) 地域内物資運送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。</p> <p>なお、選定に関しては、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した</p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・税務課）</p> <p>(ア) 市は、最低1か所以上の「物資搬送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。</p> <p>このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p> <p>(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>記載内容を整理</p>

<p>場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</p> <p>3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・税務課） (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠、（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容 2 指定緊急避難場所の確保 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（関係課等） (ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・税務課） (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して平常時から周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠、（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容 2 指定緊急避難場所の確保 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（関係課等） (ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
--	---	---

<p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生</p>	<p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

<p>活の状況は多様化している。</p> <p>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方法を検討するよう努める。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 住民が実施する計画</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。</p> <p>(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間(孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ)は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p>	<p>以下同じ。)</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 市の実施計画</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 住民が実施する計画</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。</p> <p>(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
--	---	---

<p>市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>5 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	<p>市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>4 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	
<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にてろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。</p> <p>また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防団タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にてろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。</p> <p>また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防団タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>(略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p>	<p style="text-align: center;">第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布等・エアーマット・段ボールベッド） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） <p>（必要量）</p> <p>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、各市町村の被害想定を踏まえて、 備蓄・調達体制を整備するよう努める。（資料10参照）</p> <p>また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布等） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） <p>（必要量）</p> <p>人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・ 調達体制を整備するよう努める。（資料10参照）</p> <p>（新設）</p>	
<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等のハード整備による浸水対策を進める必要がある。</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（上下水道課）</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。</p> <p>また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（上下水道課）</p> <p>下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。</p> <p>また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。</p>	<p>対策を具体的に記載</p> <p>文言の削除</p>

<p style="text-align: center;">第 21 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。</p> <p>(ウ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。</p> <p>(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。</p> <p>(カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に関わる仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p> <p>(キ) 市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり高架</p>	<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。</p> <p>(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に関わる仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p> <p>(カ) 市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり高架</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正及び実態に即した修正</p>

<p>橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。</p> <p>(ク) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。</p> <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等を明記した「ため池データベース」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火 山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えマイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>	<p>橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。</p> <p>(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。</p> <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 市の実施計画（農林課・土地改良区）</p> <p>ア ため池の諸元、改修歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えマイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p>	<p>管理方法の変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
---	--	--

<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>d 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課）</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</p>	<p>過去の災害から学ぶよう文言を修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(略)

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	加入電話FAX
(削除)	(削除)

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第3章 第1節 災害直前活動

第3 活動の内容

4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象より、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

(新設)

(略)

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	加入電話FAX
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30-17:30) FAX番号：03-6716-1041

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互等の応援協定及び法令に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

なお、東御市が被災し応援を受けようとする場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、東御市が被災しなかった場合は、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

文言の追記

現状に合わせた修正

<p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>a 市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p>b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。</p> <p>c 県及び市は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。</p> <p>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策</p> <p>(ア) 県及び市は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。</p> <p>(イ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <p>a 被災県等への職員派遣及び物資の提供</p> <p>b 被災者の受入及び施設の提供</p> <p>(a) 県内医療機関での傷病者の受入</p> <p>(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供</p> <p>c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援</p> <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を</p>	<p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策</p> <p>(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となつて的確な支援を行う。</p> <p>(イ) 県及び市は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。</p> <p>(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <p>a 被災県等への職員派遣及び物資の提供</p> <p>b 被災者の受入及び施設の提供</p> <p>(a) 県内医療機関での傷病者の受入</p> <p>(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供</p> <p>c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援</p> <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>
--	--	---

討しておく。

(イ) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。(資料34参照)

(ウ) 県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第5節 ヘリコプターの運用計画

第3 活動の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

種別	機種	定員	救助 ホイスト	消火装 置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○		○	○
	レオナルド AW139	14	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁 ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

(略)

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

く。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。(資料34参照)

(新設)

第5節 ヘリコプターの運用計画

第3 活動の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

種別	機種	定員	救助 ホイスト	消火装 置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁 ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

(略)

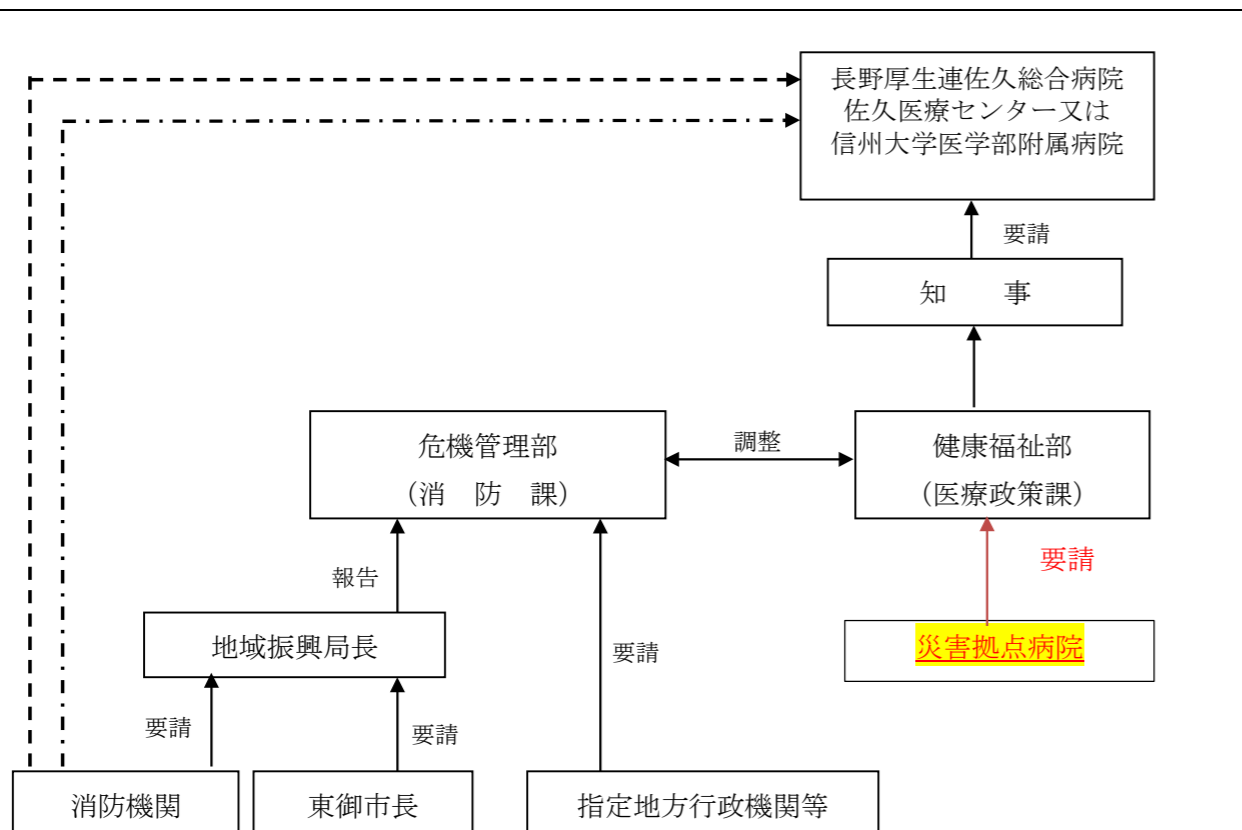
(別記)

ヘリコプター要請手続要領

5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

機種の追加、定員・物資吊下項目の追加



- > 平常時の手続
- > 災害時の手続
- - -> 災害時の手続（急を要する場合）

第7節 救助・救急・医療活動

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

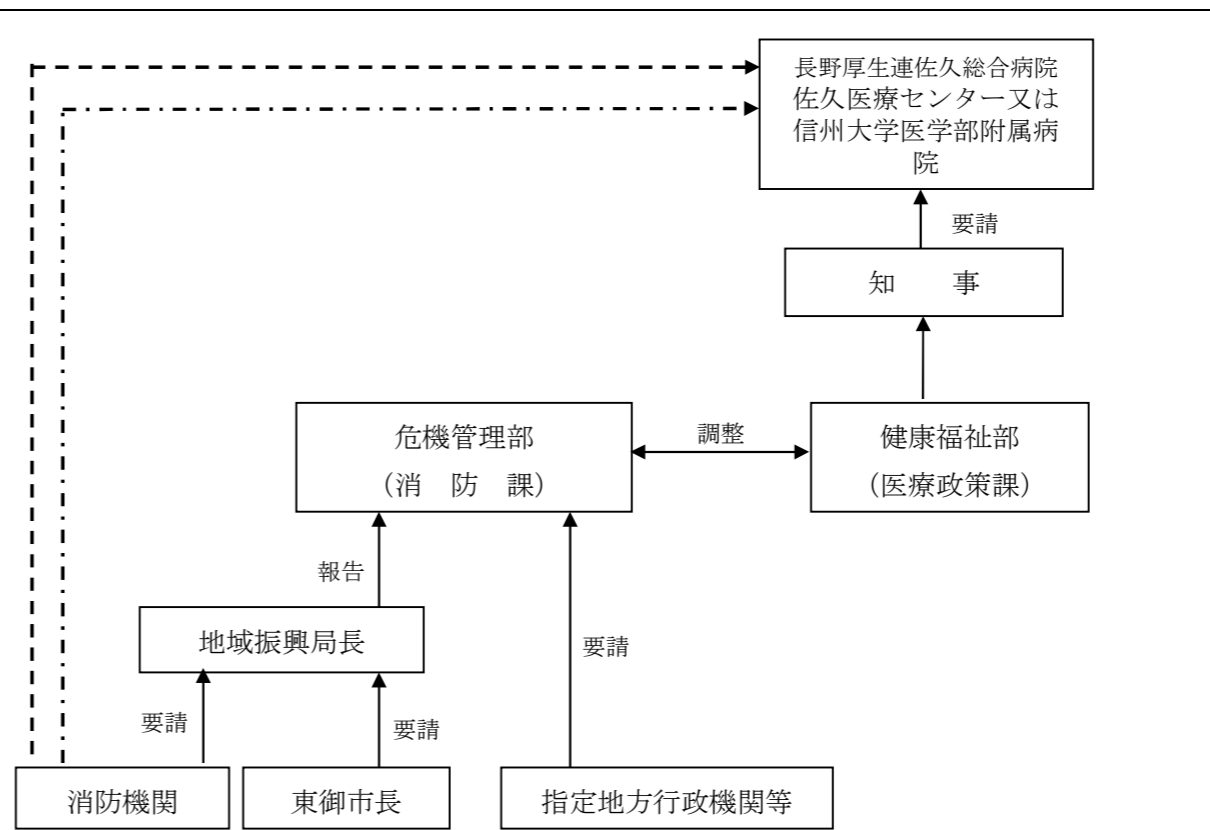
(1) 基本方針

市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(略)



- > 平常時の手続
- > 災害時の手続
- - -> 災害時の手続（急を要する場合）

第7節 救助・救急・医療活動

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

市、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、**新型コロナウイルス感染症を含む**感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(略)

要請元機関の追加

国の防災基本計画に合わせて修正

<p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(イ) 日本赤十字社東御市地区長は、要請があったときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。</p> <p>(ウ) 小県医師会、小県歯科医師会等は救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p> <p>また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。</p> <p>〈救護班等の業務内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度の判定 ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 ・救急処置の実施 ・救急活動の記録 ・遺体の検案 ・その他必要な事項 <p>(エ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチーム編成し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) 災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(カ) 上田薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。</p> <p>また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(キ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(ク) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(ケ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(コ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(イ) 日本赤十字社東御市地区長は、要請があったときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。</p> <p>(ウ) 小県医師会、小県歯科医師会等は救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。</p> <p>また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。</p> <p>〈救護班等の業務内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度の判定 ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 ・救急処置の実施 ・救急活動の記録 ・遺体の検案 ・その他必要な事項 <p>(エ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチーム編成し、医療救護活動を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(オ) 上田薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。</p> <p>また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(カ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(キ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(ク) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(ケ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。</p>	<p>災害支援ナースの取組を追記</p>
--	--	----------------------

<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（企画振興課・福祉課）</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（企画振興課・福祉課）</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路確保のための道路啓開等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p> 警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。</p> <p> また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。</p> <p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 地域内物資運送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p> また、輸送拠点の効果的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p> <p>(イ) 市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路確保のための応急復旧</p> <p>(1) 基本方針</p> <p> 警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。</p> <p> また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。</p> <p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>(ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、他市町村及び県と密接に連携する。</p> <p>(イ) 市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p>	<p>県の防災計画に合わせた修正</p> <p>防災基本計画に合わせた修正及び実態に即した修正</p>

第12節 避難受入及び情報提供活動	第12節 避難受入及び情報提供活動	
<p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（関係課等）</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで常に良好なものであるよう努める。</p> <p>a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</p> <p>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</p> <p>(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p> <p>(d) 洗濯等の頻度</p> <p>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) し尿及びごみの処理状況</p> <p>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペー</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（関係課等）</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正及び記載方法の整理</p>

<p>ス等での受け入れを適切に行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。</p> <p>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</p> <p>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p> <p>(ニ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(ヌ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。</p> <p>(ネ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための</p>	<p>等での受け入れを適切に行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。</p> <p>(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に</p>	<p>性的マイノリティの方への配慮を追記</p>
--	--	--------------------------

<p>避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（健康推進課）</p> <p>(カ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。</p> <p>なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書</p>	<p>努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（健康推進課）</p> <p>(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。</p> <p>なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	--	------------------------

<p>類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。</p> <p>(コ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し拡大防止等の応急措置を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者が実施する対策</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧工事を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p>	<p>災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所長を経由して県に提出する。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し拡大防止等の応急措置を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（教育課）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p>イ 所有者が実施する対策</p> <p>(ウ) 災害原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p>	<p>県の組織改正による修正</p> <p>県の防災計画に合わせた修正</p>
--	--	---

<p>(1) 基本方針 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、都市整備部長が実施責任者となり早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ協定に基づき、速やかにな応急復旧を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市の実施対策（建設課） (オ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p>	<p>(1) 基本方針 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、都市整備部長が実施責任者となり早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市の実施対策（建設課） (オ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p>	
<p style="text-align: center;">第 37 節 飼養動物の保護対策</p> <p>第 1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。 (略)</p> <p>第 3 活動の内容 (1) 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼養環境を確保する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市の実施対策（市民課） (ウ) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (エ) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 37 節 飼養動物の保護対策</p> <p>第 1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 (略)</p> <p>第 3 活動の内容 (1) 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 市の実施対策（市民課） (ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (新設)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p style="text-align: center;">第4章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び公共機関の実施対策（全部等）</p> <p>(キ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（総務課）</p> <p>県、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び公共機関の実施対策（全部等）</p> <p>(キ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
---	---	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 第2節</p> <p style="text-align: center;">迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）</p> <p>上田地域広域連合消防本部の警防計画に基づき、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進する。</p> <p>特に発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少傾向にあるので消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</p> <p>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 第2節</p> <p style="text-align: center;">迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）</p> <p>上田地域広域連合消防本部の警防計画に基づき、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進する。</p> <p>特に発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少傾向にあるので消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層の加入促進を図り消防団活性化の推進と育成強化を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="192 535 1291 850"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p style="text-align: center;">第1章 第4節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 535 2478 850"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(中略)																		
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																	
(7) 長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(中略)																		
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																	
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																	
<p style="text-align: center;">第2章 第1節 火山災害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・建設課・上下水道課）</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>e 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第1節 火山災害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（総務課・建設課・上下水道課）</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>e 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>																
<p style="text-align: center;">第9節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者」という。）等は、速やかに安全な場所に避難するこ</p>	<p style="text-align: center;">第9節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者」という。）等は、速やかに安全な場所に避難するこ</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>																

<p>とが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、Bベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 指定緊急避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(中略)</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p>	<p>とが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、Bベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 指定緊急避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。</p> <p>(中略)</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施計画（関係課等）</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------

<p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。 また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</p>	<p>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日令和5年11月1日）」で示されている屋内退避、避難等の措置について指標は次の表のとおり。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日5年11月1日）」で示されている屋内退避、避難等の措置について指標は次の表のとおり。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新						旧						修正理由・備考
資料5.2 土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設						資料5.2 土砂災害のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設						
地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号	地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号	
田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	61-0180	田中	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	61-0180	
〃	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・2	75-2013	〃	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・2	75-2013	
〃	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800	〃	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	62-2800	
滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-0404	滋野	滋野小学校	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-0404	
〃	滋野児童クラブ1	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399	〃	滋野児童クラブ1	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399	
〃	滋野児童クラブ2	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399	〃	滋野児童クラブ2	滋野乙 2966-3	東御市	RC造・2	62-3399	
〃	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	……	〃	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	……	
〃	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	64-0021	〃	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	64-0021	
〃	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	〃	第1おひさまこども園	滋野 736-107	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	
〃	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	〃	第2おひさまこども園	滋野 736-135	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	
〃	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	〃	第3おひさまこども園	滋野 736-128	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	75-0725	
〃	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541	〃	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-6541	
柵津	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	63-6816	柵津	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	63-6816	
〃	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	62-5171	〃	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	62-5171	
〃	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201	〃	障がい者福祉サービス事業所 さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	64-7201	
〃	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	62-0050	〃	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	62-0050	
〃	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168	〃	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	62-0168	
地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号	地区	施設名称	住所	経営主体	構造・階	電話番号	
柵津	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-7121	柵津	日日(是好日)館	新張 1089-2	(医)緑風会	木造・1	080-5826-7121	
和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185	和	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	64-5185	
〃	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338	〃	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	63-6338	
〃	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663	〃	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	75-5663	
〃	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771	〃	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	75-9771	
北御牧	デイサービスセンター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160	北御牧	デイサービスセンター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160	

〃	〃	予防センター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	〃	北御牧保育園	大日向 102	東御市	木造・1	67-2093
〃	〃	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	〃	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	〃	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	67-3676
〃	〃	特別養護老人ホームケアポ トみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
〃	〃	ユニバーサルワークセンター みまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
〃	〃	児童発達支援事務所マイノミ	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001

〃	〃	予防センター あげだ	下之城 21-4	(福)みまき福祉会	木造・1	67-1160
〃	〃	北御牧保育園	大日向 102	東御市	木造・1	67-2093
〃	〃	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	〃	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	67-3676
〃	〃	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	67-3676
〃	〃	特別養護老人ホームケアポ トみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
〃	〃	ユニバーサルワークセンター みまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	61-6001
		新設				

施設の追加

資料5-3 浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

河川名※	施設名称	住所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号
所沢川 求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m 未満	64-5814
千曲川・ 三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-0001
千曲川・ 三分川他	田中児童クラブ1	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-5300
三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m 未満	63-5968
三分川 求女川他	田中児童クラブ2	県 108	東御市	RC造・1	0.5m 未満	63-1170
三分川 求女川他	子ども第三の居場所	県 112-4	東御市	木造・1	0.5~3m	75-2812
千曲川・ 所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3~5m	62-1602
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC造・3	0.5~3m	62-0145
求女川・ 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC造・3	0.5m 未満	62-0014
千曲川・ 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800
所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m 未満	75-6113
所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・4	0.5~3m	62-1231
所沢川・ 求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234
所沢川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究 所	木造・2	0.5m 未満	64-1439
千曲川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究 所	木造・2	0.5m 未満	64-1439
所沢川 求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072
所沢川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	63-0025
所沢川・ 求女川他	グループホーム 愛語	田中 80-4	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m 未満	71-5673
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200

資料5-3 浸水のおそれのある区域に立地している要配慮者利用施設

河川名※	施設名称	住所	経営主体	構造・階	想定浸水深	電話番号
所沢川 求女川	東部子育て支援センター	県 282-2	東御市	S造・2	0.5m 未満	64-5814
千曲川・ 三分川他	田中小学校	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-0001
千曲川・ 三分川他	田中児童クラブ1	県 71-2	東御市	RC造・3	0.5m~3m	62-5300
三分川 求女川他	田中児童館	県 109	東御市	S造・1	0.5m 未満	63-5968
三分川 求女川他	田中児童クラブ2	県 108	東御市	RC造・1	0.5m 未満	63-1170
三分川 求女川他	子ども第三の居場所	県 112-4	東御市	木造・1	0.5~3m	75-2812
千曲川・ 所沢川	田中保育園	田中 459-2	東御市	木造・1	3~5m	62-1602
所沢川	東部中学校	常田 300-2	東御市	RC造・3	0.5~3m	62-0145
求女川・ 所沢川	東御清翔高等学校	県 276	長野県	RC造・3	0.5m 未満	62-0014
千曲川・ 求女川	海野保育園	本海野 575	(福)海野保育園	木造・2	10~20m	62-2800
所沢川・ 求女川	くるみ幼稚園	県 373	(学)くるみ学園	S造・2	0.5m 未満	75-6113
所沢川・ 求女川	東御記念セントラルクリニック	県 165-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・4	0.5~3m	62-1231
所沢川・ 求女川他	小規模多機能型居住介護 和光	田中 193-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	64-1234
所沢川 求女川他	宅幼老所 岩井屋	田中 220	(NPO)普通の暮らしの研究 所	木造・2	0.5m 未満	64-1439
千曲川 求女川他	障がい者グループホーム 岩井屋館	田中 37-3	(NPO)普通の暮らしの研究 所	木造・2	0.5m 未満	64-1439
所沢川 求女川他	グループホームリカバリー	田中 221-3	(合)リカバリーアシスト	木造・2	0.5m~3m	75-8072
所沢川 求女川他	グループホーム 円居	田中 234-2	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m 未満	63-0025
	新設					
所沢川	ニチイケアセンターとうみ	加沢 1174-2	(株)ニチイ学館	S造・2	0.5~3m	61-0180
所沢川	介護老人福祉施設 フォーレスト	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200
所沢川	フォーレストデイサービスセンター	常田 2-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・2	0.5~3m	64-7200

施設の追加

所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	64-7660	所沢川	グループホームフォーレスト	常田 18-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m未満	64-7660
所沢川・求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m~3m	63-1220	所沢川・求女川	さんらいずホールらくどう	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5m~3m	63-1220
所沢川・求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	62-0680	所沢川・求女川	障がい者就労継続支援施設 ダーチャ	常田 889-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・1	0.5~3m	62-0680
所沢川・求女川	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m未満	84-1518	所沢川・求女川	リハビリサロン 夢里逢	常田 493-1	(株)アスカムライフ	木造・1	0.5m未満	84-1518
成沢川・三分川	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・2	0.5m未満	75-2013	成沢川・三分川	長野ダルク 海野事業所	本海野 1650	長野ダルク	木造・2	0.5m未満	75-2013
所沢川	通い処 輝楽(きら)	常田 220-1	合同会社 G.T.T.	木造・2	0.5m未満	080-4736-3887	所沢川	通い処 輝楽(きら)	常田 220-1	合同会社 G.T.T.	木造・2	0.5m未満	080-4736-3887
西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468	西沢川	滋野保育園	滋野乙 2023-1	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6468
西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021	西沢川	滋野児童館	滋野乙 507-7	東御市	木造・1	0.5~3m	64-0021
西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	0.5~3m	64-6541	西沢川	小規模多機能型居宅介護 ともがき	滋野乙 2465-5	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	0.5~3m	64-6541
大石沢川	多機能型就労支援 プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・1	0.5~3m	71-5328	大石沢川	多機能型就労支援 プラスモア	滋野乙 2465-5	(NPO)プラスモア	木造・1	0.5~3m	71-5328
所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ1	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	S造・2	0.5m未満	75-0377	所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ1	鞍掛 69-8	ワンズ株式会社	S造・2	0.5m未満	75-0377
所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ2	鞍掛 69-15	ワンズ株式会社	木造・2	0.5m未満	75-0377	所沢川	放課後等デイサービス ワンズJ2	鞍掛 69-15	ワンズ株式会社	木造・2	0.5m未満	75-0377
所沢川	障がい福祉サービス事業所さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	3~5m	64-7201	所沢川	障がい福祉サービス事業所さんらいずホール	鞍掛 103-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	3~5m	64-7201
所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	3~5m	62-0050	所沢川	東御市民病院	鞍掛 198	東御市	RC造・3	3~5m	62-0050
所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168	所沢川	東御市立助産所とうみ	鞍掛 198	東御市	木造・2	0.5~3m	62-0168
所沢川	柵津小学校	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0254	所沢川	柵津小学校	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0254
所沢川	柵津児童クラブ	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0291	所沢川	柵津児童クラブ	柵津 1009	東御市	RC造・2	0.5~3m	62-0291
求女川	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	0.5m未満	63-6816	求女川	柵津保育園	柵津 1262	東御市	木造・1	0.5m未満	63-6816
求女川	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	0.5m未満	62-5171	求女川	柵津児童館	柵津 917-4	東御市	木造・1	0.5m未満	62-5171
所沢川	柵津診療所	柵津 343-2	(医)緑風会	RC造・2	3~5m	62-0273	所沢川	柵津診療所	柵津 343-2	(医)緑風会	RC造・2	3~5m	62-0273
所沢川	くらら おやつ工房	柵津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・2	3~5m	63-6660	所沢川	くらら おやつ工房	柵津 351-1	(福)ちいさがた福祉会	RC造・2	3~5m	63-6660
所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東部	柵津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008	所沢川	介護老人保健施設 ハーモニック東部	柵津 346-2	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008
所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部メロディ東部棟	柵津 346-1	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008	所沢川	介護老人保健施設ハーモニック東部メロディ東部棟	柵津 346-1	(医)緑風会	S造・2	3~5m	61-0008
所沢川	グループホーム 御姫尊	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-0222	所沢川	グループホーム 御姫尊	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-0222
所沢川	グループホーム 桃源郷	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450	所沢川	グループホーム 桃源郷	柵津 337-2	(医)緑風会	木造・1	0.5~3m	64-6450
所沢川	ハートハウス VATER 館	柵津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5~3m	61-0008	所沢川	ハートハウス VATER 館	柵津 343-2	(医)緑風会	S造・2	0.5~3m	61-0008
所沢川	看護小規模多機能型居宅介護 ホームーハウス	柵津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-6371	所沢川	看護小規模多機能型居宅介護 ホームーハウス	柵津 332-2	(医)緑風会	木造・2	0.5~3m	71-6371
求女川・所沢川	介護老人福祉施設 こころ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m未満	64-0556	求女川・所沢川	介護老人福祉施設 こころ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m未満	64-0556
求女川・所沢川	デイサービスセンター こころ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m未満	64-0556	求女川・所沢川	デイサービスセンター こころ	柵津 1098-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・3	0.5m未満	64-0556
所沢川	おひさまこども園柵津	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919	所沢川	おひさまこども園柵津	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
所沢川	おひさま児童クラブ	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919	所沢川	おひさま児童クラブ	柵津 1023-1	(NPO)おもしろ乙女平	木造・1	0.5~3m	55-7919
金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6815	金原川	和保育園	和 8017-2	東御市	木造・1	0.5~3m	63-6815
成沢川・金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704	成沢川・金原川	和児童館	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・金原川	和児童クラブ	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704	成沢川・金原川	和児童クラブ	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・金原川	和児童クラブ2	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704	成沢川・金原川	和児童クラブ2	和 7999-3	東御市	木造・1	0.5~3m	64-3704
成沢川・金原川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-5185	成沢川・金原川	デイサービスセンターリハビリ処 東御	和 2571	(NPO)住まいとリハビリ	木造・1	0.5~3m	64-5185
成沢川・金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m未満	63-6338	成沢川・金原川	小規模多機能型居宅介護 愛和園	海善寺 1100	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m未満	63-6338
成沢川・金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m未満	75-5663	成沢川・金原川	グループホーム 和	海善寺 1101-2	(株)ライフサポート陽心	木造・1	0.5m未満	75-5663

成沢川・金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m未満	75-9771	成沢川・金原川	有料老人ホームフリージア	海善寺 1101-1	(株)ライフサポート陽心	木造・2	0.5m未満	75-9771
成沢川・金原川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m未満	63-6343	成沢川・金原川	グループホーム やわらぎ	和 3198-1	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	0.5m未満	63-6343
千曲川・鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC造・3	5~10m	67-2029	千曲川・鹿曲川	北御牧小学校	大日向 623	東御市	RC造・3	5~10m	67-2029
千曲川・鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧子育て支援センター	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676
千曲川・鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧児童館	大日向 338-1	東御市	S造・2	3~5m	67-3676
千曲川・鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	5~10m	67-3676	千曲川・鹿曲川	北御牧児童クラブ	大日向 337	東御市	RC造・3	5~10m	67-3676
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123	千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら島川原	島川原 290-1	(福)ちいさがた福祉会	S造・1	5~10m	67-1123
千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123	千曲川・小相沢川	障がい福祉施設事業所 くらら布下	島川原 290-11	(福)ちいさがた福祉会	木造・2	5~10m	67-1123
千曲川・小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	特別養護老人ホーム ケアポートみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	40-9023	千曲川・小相沢川	多機能型事業所ユニバーサルワークセンターみまき	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	40-9023
千曲川・小相沢川	児童発達支援事務所マイソミ	布下 6-1	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001		新設					
千曲川・小相沢川	予防センター みまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	予防センター みまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	ショートステイ ケアポートみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川・小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001	千曲川・小相沢川	デイサービスセンター きたみまき	布下 37	(福)みまき福祉会	RC造・2	0.5~3m	61-6001
千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481	千曲川	生活介護施設 ひまわりの丘	布下 617-1	(NPO)ひまわりの丘	木造・1	5~10m	71-5481

※「求女川」は、「求女川・祢津東川」の略です
 ※病院・診療所等の施設は有床に限る